

第3回 団体交渉を実施しました

日本大学教職員組合は2022年9月12日、オンライン（zoom）による団体交渉を実施しました。法人側の出席者は和田秀樹常務理事をはじめ10名、組合側は14名でした。

主な議題は、組合が提出した春闘要求書に対する大学回答（7月19日受理）について事実関係を確認することでした。この過程で、いくつか重要な事項について確認できました。法人側によれば、これらはすでに各部科校に通知済みとのことですが、一般教職員に知らされていない部科校もあると思いますし、報告があったけれど聞き逃してしまった人もいるかと思しますので、春闘要求と合わせてご報告いたします。

今回の事実確認を踏まえて、今後は賃上げ交渉をはじめとする教職員の労働条件改善に向けて交渉を行っていきます。

Ⅱ. 労働条件改善に関する要求

1. 大学教員の労働条件に関する要求

- (1) 基準授業時間数は現行の10時間（5講義）を維持すること。
- (2) 担当授業時間数は16時間（8講義）を強制しないこと。

回 答

本学における教育研究を第一義に捉えていただきたいとの観点から、本務先となる学部で基本授業時間10時間（5講義）を担当するのに加え、他学部（大学院を含む）において、2時間（1講義）以上の授業科目を可能な限り担当することを願います次第である。

大塚学長の時代の「教学に関する全学的な基本方針」では、5講義（10時間）の基本授業時間に加えて3講義（6時間）を担当するよう求められていたのに対し、組合は団交でこれが法人からの「お願い」であることを確認してきました。今回の団交では、この「基本方針」が加藤直人氏の学長就任以降、すでに過去のものとなっており、法人からの「お願い」は1講義（2時間）となったことを確認しました。また、法人が「お願い」するプラス1講義は日本大学の授業であれば良く、所属学部の講義でも通信教育部のスクーリング等でも構わないので、無理に他学部の講義を担当するよう「お願い」するものではないということです。

Ⅲ. 新型コロナウイルス禍に関する要求

(3) コロナ禍に伴う特別有給休暇の創設に関して

新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合に加えて、発熱等の風邪症状が見られる場合や、予防的に自宅待機を命令された際には原則として自宅待機等の措置を講じ、その期間については有給の特別休暇とすること。また、子供の通う学校・保育園等が休校・休園になり出勤が困難の場合も同じく有給による特別休暇とすること。

回 答

いずれも有給による休暇扱いとしている。

大学回答の「有給による休暇」というのは「特別休暇」のことです。上記のような場合で出勤が困難な場合は、通常の有給とは別に、有給の特別休暇となります。このことは、各部科校に通知されていますので、コロナウイルス関連で出勤が困難な場合は、所属する部科校の庶務課にお問合せください。

なお、所属の部科校で「特別休暇」の取得が認められない場合は、お気軽に組合までご相談ください。

Ⅴ. 教育・研究に関する要求

(10) 教員構成比率に関して、本学出身者の割合を60%以上とするとした目標については、これを廃止すること。

回 答

日本大学中期計画(令和3年度～令和8年度)において、当該目標は廃止している。

部科校にもよるかと思いますが、教員採用時にネックとなっていた出身者比率60%という非現実的目標も過去のものとなりました。

以上

日本大学教職員組合の活動などは以下ホームページでご覧いただけます。

組合に対するご意見、組合加入に関するお問い合わせは以下メールアドレスまでお願いいたします。

QRコード

日本大学教職員組合ホームページ

<https://union-nihon.sakura.ne.jp>



Eメール

nichidai.kumiai@gmail.com

